

議事日程 令和3年6月11日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
令和2年度上峰町一般会計継続費精算報告書及び令和2年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書
令和2年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第21号～議案第29号)
(発議第1号)

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和3年第2回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番大川隆城君及び9番寺崎太彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月18日までの8日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。令和3年第2回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

人事につきましては、4月1日付けで4名の新規職員と9名の再任用職員の採用を行いました。

消防関係では、4月18日に第60回上峰町消防団入退団式を、三つの密を避け参加者を20名程度に縮小し挙行了しました。今年度の退団者は7名で、新入団員8名の任命を行いました。

また、4月23日に新体制による第1回上峰町消防団幹部会議を開催し、年間行事計画及び緊急連絡体制（順次指令メール）の確認を行いました。

5月19日には全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練を実施し、緊急時の迅速かつ確実な情報伝達手順の確認を行いました。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日にあわせて4月6日から9日までの間、町内6箇所で交通安全指導員による街頭指導を実施しました。また、交通安全教室は中学校及び小学校において、それぞれ4月15日、4月27日に開催され、鳥栖警察署員及び交通安全指導員等の指導で自転車の乗り方や横断歩道の渡り方などの交通ルールを学びました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の取組みを契機に、庁舎執務についてオンラインやWeb会議環境の構築を進めてきました。初期段階としての導入体制は確保できましたが、快適な利用環境構築を進めるよう取り組みたいと考えています。

統計調査業務については、経済センサス活動調査の調査年度となっており、調査員5名が知事から委嘱されました。6月1日を基準日に実施しています。

2. まち・ひと・しごと創生係

ふるさと納税については、昨年度の寄附件数がおおよそ24万5千件、金額ではおおよそ4,440,000千円でした。今年度も引き続き、制度を取り巻く周辺環境や社会変動要因を鑑みながら戦略的にふるさと納税に取り組んでいきます。

中心市街地活性化事業については、官民共同事業体である合同会社つばきまちづくりプロ

ジェクトが設立され、以後当該法人が中心となり事業進捗していきます。

昨年度、菊地健雄監督がメガホンをとり制作したブランディング動画「ふるさとのにおい」が、ショートショートフィルムフェスティバル&アジア2021（代表 別所哲也氏）の観光映像大賞最終選考にノミネートされています。著名な短編映画祭にノミネートされていることから、更に多くの方に町の魅力が伝わることを期待します。

財 政 課

予算編成関係では、6月補正予算の原課要求期限を4月30日に設定し、5月17日までに査定を実施し、予算案として取り纏めて、今回の定例議会に補正第2号として提案しています。

庁舎管理関係では、予定していた保守管理等業務の発注を完了しました。執務室内での新型コロナウイルス感染症対策として、職員の机に飛沫防止用のアクリル板を設置し、感染症拡大防止の対策を講じました。

町有施設管理関係では、清掃や樹木管理、除草等の委託業務など予定通りに発注を進めています。

また今後は、新型コロナウイルス感染症対策等で急を要する場合には予備費を活用するなど、迅速で柔軟な対応に努めていきます。

住 民 課

1. 住民記録係

4月末現在の人口は9,662人、前年と比較しますと78人の増、世帯数では3,788世帯で106世帯の増となっています。

マイナンバー制度関連としましては、4月末時点でマイナンバーカード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構より町に到着しているカード数は3,198件、交付数は2,948件、保管数は226件で、交付率は30.5%となっています。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めます。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入を目的とした戸籍法の一部改正、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用等を目的とした住民基本台帳法等の一部改正に伴い昨年を引き続き、各種システムの改修を進めています。

2. 子育て支援係

町内の認定こども園及び町外の広域保育の入所について、1号138名、2号及び3号が250名の合計388名の入所決定及び保育料の決定に関する事務を行いました。今後も保育が必要な児童について、保護者の希望に沿えるよう認定こども園等との連携を行っていきます。

児童手当については、今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、年に一度の現況届を、郵送提出していただくようお願いしています。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、対象世帯の遺漏の

無きよう把握に努め、可能な限り速やかに支給できるよう、準備を進めています。

3. 環境係

4月11日、14日に実施した狂犬病予防法に基づく狂犬病予防集合注射は、登録犬339頭中94頭に接種を行いました。

5月20日には、公共用水域の水質保全を図るため、河川水の水質調査を切通川、井柳川等の18地点で実施し、また、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を6事業所で実施しました。調査結果は現在解析中です。

空家対策につきましては、町民の安心及び安全の確保並びに生活環境の保全を図るため、老朽化し危険な状態にある空家等の除却に要する経費に対する補助について計画を進めています。今後も空家等の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等が自らの責任行うことが原則であるため、このことを所有者等に啓発していきます。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及び各種がん検診等の集団健診は、4月16日から21日まで新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施しました。令和2年度の特定健診の受診率は、対象者1,198名に対し492名の方が受診され41.1%でした。令和3年度より医療機関での個別健診も無料とし、受診率の向上及び生活習慣病予防等、住民の健康意識の向上のため取り組んでいきます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、3月31日から65歳以上の対象者2,603人に接種券を送付しました。4月1日から予約受付を開始し、5月19日現在で、1,938人(74.5%)の方が予約を完了しました。4月27日より町民センターでの集団接種、5月15日より医療機関での個別接種を開始しました。また高齢者施設での接種を5月7日から開始しました。医療機関と連携しながら7月末までに、希望する高齢者へのワクチン接種が実施できるよう進めていきます。

2. 保険年金係

国民健康保険制度の広域化に伴い、各種手続きや保険給付、保健事業について、県内で統一した事業の実施や運営を目指し検討を重ねています。今後も国民健康保険事業の安定的な運営が持続するよう、引き続き県及び県内保険者と連携していきます。医療費給付適正化対策として、毎月レセプト点検を実施しており、資格・診療内容を精査しています。また、被保険者の給付費抑制意識を高めるため、重複服薬等勧奨通知を年1回、医療費通知を年3回、ジェネリック医薬品差額通知を年2回発送します。令和3年1月末時点の上峰町国民健康保険ジェネリック医薬品切替率は80.2%となっています。引続き医療費の適正化について啓発に努めていきます。

後期高齢者医療事務については、佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、保健事業と介護予防の一体化事業等に取り組みながら、きめ細やかな窓口サービスを引続き行います。

国民年金事務については、佐賀年金事務所と連携し、窓口及び広報紙等を活用した制度の周知に努めていきます。

3. 福祉介護係

生活保護につきましては、令和2年度中に本町への相談件数として、22世帯26人であり、うち4世帯8人の方が認定されました。

3月29日から、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを保持している在宅の障害者へ、タクシーの基本料金を助成する福祉タクシー券の交付を開始しました。受給資格者184名に通知し、5月7日現在41名の方に交付をしました。

介護保険による法定給付につきましては、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援・要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービス等の保険給付を引き続き行います。

通学バス・乗合タクシー・施設間巡回バスについては、町民生活及び経済活動の安定の観点から、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら安全に配慮し運行しています。4月より実施の新型コロナワクチン接種に伴い、接種会場（町民センター・町内医療機関）への交通手段として、乗合タクシー・施設間巡回バスを無料で運行しています。

税 務 課

1. 課税係

令和3年度町税の当初課税関係では、4月末に固定資産税、軽自動車税を、5月の連休明けには個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送しました。当初賦課時点の課税状況をお知らせします。

固定資産税につきましては、納税義務者が延べ3,850名（対前年比44名の増）、調定額は698,300千円（対前年比29,740千円の減）となっています。大型店舗跡地の所有権移転が主な減額要因の一つとなっています。

軽自動車税につきましては、対象台数が4,616台（対前年比24台の増）で、調定額は34,600千円（対前年比890千円の増）となっています。

個人住民税の特別徴収分につきましては、1,574事業所（対象者3,460名）に対し、総額277,920千円（対前年比80千円の増）を通知、特徴対象事業所の数は、前年より約2%増加しています。

2. 収納係

令和2年度の町税について、4月末時点の徴収率をお知らせします。

一般町税の現年度分につきましては、徴収率99.0%（対前年比0.4%の減）となっており、滞納繰越分につきましては、徴収率23.2%（対前年比3.7%の減）となっています。

現年度分、滞納繰越分を合算した一般町税全体の徴収率は、97.2%（対前年比0.5%の

減)という状況です。

次に、国民健康保険税につきましては、現年度分は、徴収率96.4%（対前年比2.2%の増）となっており、滞納繰越分については、徴収率18.3%（対前年比1.4%の増）となっています。

現年度分、滞納繰越分を合算した国民健康保険税の徴収率は、80.9%（対前年比2.2%の増）という状況です。

建設課

1. 建設係

社会資本整備総合交付金事業においては、新たにグリーンレイクタウン3号線が事業対象路線となりました。今年度は、路線測量や詳細設計を計画しており、交付決定後、速やかに発注できるよう準備を進めています。

また、防衛省の補助事業として、下津毛三田川線改良事業が新規採択となり、懸念事項でありました交差点改良を重点とした事業を予定しており、現在、補助金交付申請の準備を進めています。

2. 管理係

町営住宅関係では、社会資本整備総合交付金事業による既存施設の長寿命化事業として、後年度の改修工事に向けた設計業務を計画しています。

また、耐震診断事業費補助等につきましては、町内に対し当事業の広報・周知を行っています。

農業集落排水事業につきましては、農山漁村地域整備交付金事業の農業集落排水事業（機能強化対策）として、前牟田処理区及び江迎処理区が追加となり、今年度は事業計画概要書の作成を行います。

産業課

本年産米の生産の目安の配分が、前年より30トン減の1,345トンと通知されたのを受けて、JA各生産組合に生産の目安の数量を配分し、営農計画書により取りまとめを行っており、8月に現地作付確認を実施します。転作率は40.8%となっています。

例年実施しております多面的機能支払交付金事業に係る説明会におきまして、集落支援員より、有害鳥獣対策と水草除去のポイントについて説明を行いました。交付金の対象活動でもあり、今後も各活動組織と情報交換し、連携して取り組んでいきます。

まちづくり実行委員会にて実施している、鎮西山の桜ライトアップにつきましては、前年は新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず中止しました。引き続きコロナ禍の状況ではありますが、復興を図っていききたいという思いを込めて本年は感染拡大防止策として、桜の下での飲食会とならないよう、提灯の設置を取り止め、照明やLEDスポットライトのみのライトアップとして実施しました。

新型コロナウイルス感染拡大に対する経済支援策として導入した、地域通貨ミネカについては、今後も町民と事業者の両方の支援となる事業を継続して実施していき、多岐にわたった分野での活用について立案を図っていきます。

教 育 課

4月6日、小・中学校ともマスク着用、スクールサポートスタッフによる毎日のアルコール消毒など新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら令和3年度新学期がスタートしました。

4月9日、入学式を規模縮小、時間短縮、マスク着用、アルコール消毒による感染防止対策を徹底して挙行し、小学校96名、中学校95名の児童生徒が入学しました。小学校は5・6年生が、中学校は2・3年生が式に臨んで新入生を迎え、昨年度から一步前進した厳粛かつ希望に満ちた式となりました。

上峰町小学校入学祝金については、手続きの丁寧な説明や入学式での目録贈呈など制度の周知に努め、該当する全家庭に申請いただき、入学者一人あたり20千円を給付しました。全国的に感染防止対策が強化される中で、小学校では春の遠足、オリンピック聖火リレー沿道応援が中止となり、リレー大会も保護者の参観なしでの開催となりました。中学校でも、オリンピック聖火リレー沿道応援、日韓交流大神中高校訪問が中止、3年生の広島修学旅行が10月に延期されました。

昨年度からGIGAスクール構想による一人一台タブレット端末整備を行い、タブレットパソコン用教材を利活用した授業や家庭学習の充実をはじめ、コロナ関連による自宅待機や学級閉鎖、不登校などの児童・生徒に対するライブ配信やオンデマンドによるオンライン授業の準備を進めています。

上峰町立学校外国語指導助手業務としまして、英語による実践的なコミュニケーション能力の向上及び国際感覚の養成を図るために、小・中学校に外国語指導助手（ALT）をこれまでどおり配置しました。さらに、オンライン英会話授業につきまして、これまでの小学校3～6年生に加え、公立では佐賀県内初となる中学校全学年までマンツーマンによるオンライン英会話授業を拡充し、グローバル化に対応した教育を推進しています。

また、上峰町立学校ICT利活用教育等推進業務を委託契約し、ICT機器を利活用した教育業務全般について、教職員や児童生徒へのサポート体制を充実させ、GIGAスクール構想の効果も上がるようこれまでに引き続き、小・中学校にICT推進員を配置しました。

学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など学校外教育サービス利用にかかる経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図る上峰中学校放課後補充学習業務を委託契約しました。7月には交付通知を送付し、「スタディクーポン」の利用を開始する予定です。昨年度、上峰中学校以外に就学する町内在住生徒にも助成対象を拡充しており、今後も、中学生の学力定着や苦手分野の克服、学習意欲向上、個性や才能を伸ばす機会の提供などを推し進めていきま

す。

生涯学習課

1. 生涯学習係

上峰町民センターにおいては、新型コロナウイルス感染症対策として、来館者に対し、手指消毒と検温を継続して実施しています。

4月1日の分館長会議では、密閉・密集・密接の回避やマスクの着用、会議時間の短縮等を行いながら、令和3年度の事業計画を審議しました。

4月下旬からの新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、上峰町子どもクラブ育成協議会総会は、一堂に会することを控えて、事業計画等について書面審議を行いました。ドッジビー地区大会については、子どもの安全を最優先に考え、中止としました。

社会教育委員会議や青少年育成町民会議、青少年健全育成推進員会等については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、会議の形態を工夫したり、各種事業の在り方を検討しながら取り組んでいきます。

2. 生涯スポーツ係

4月4日、鎮西山ふれあいの森フェスタを開催しました。雨天により町民の皆様が歩きながら山頂を目指す「かみみね為朝ウォーク」は、残念ながら中止しましたが、同時開催の「第6回つばきの森トレイル」は、県内外から過去最多の200名の申し込みがあり、健脚を競いました。

4月24日、上峰町と株式会社サガスポーツクラブとの連携協定に基づき、男子プロバスケットボールリーグ公式戦「佐賀ブルーナイズ対西宮ストークス」をマッチスポンサーとして協賛しました。今回、ブルーナイズのホームゲームの命名権を活用した上峰町の特産品の紹介や鎮西八郎為朝動画配信等、広報企画を実施し、試合前やハーフタイム、試合終了後において上峰町を大いにPRしました。

5月10日、「東京2020オリンピック聖火リレー」を中央公園から役場までの区間、町民2名を含む6名のランナーにより実施しました。当日は、晴天に恵まれて、スタート地点では上峰太鼓の力強い音が響き渡り、上峰町の聖火リレーを盛り上げてくださいました。聖火リレー直前には、県内における1日の新型コロナウイルス感染者数が過去最多を記録したことに伴い、保育園児や小・中学生の現地応援を中止し、学校でのインターネットライブ中継視聴に切り換えました。一般の観覧者に対しては、交通安全指導員やボランティアスタッフ等、総勢65名により、安全確保をはじめとして、三つの密の回避、飛沫感染・接触感染防止等を徹底しました。今後、この希望の灯である聖火が、7月23日、東京国立競技場に到着し、復興五輪として世界へ発信できることを期待しています。

文化課

文化財関係では、例年、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確

認調査事業について、これまでに4件の開発行為の届け出等があり、うち1件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

町史編さん関連事業では、3月10日に第16回、3月26日に第17回町史編さん編集部会（執筆委員会）を開催し、第16回では今後のスケジュールの確認、レイアウト・脚注の変更、村史掲載写真の再掲等について協議しました。第17回では各執筆委員の最終原稿が提出され、校正を行いました。現在は、製本に向け、事務局と委託業者による図版の配置校正作業を行っています。

図書館関係では、3月7日に大人を対象とした「ハンギングバスケット教室」、3月20日に大人と子どもを対象にした「革小物作り」を行いました。また、「小学生の春のチャレンジ教室」と題し、3月21・25・26・29日に「スライムでスーパーボール作り」などの4教室、4月23日から5月12日までの「子ども読書週間」にあわせて、「おたのしみおはなし会」、「図書館のお仕事たいけん」を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第4．諸般の報告。

諸般の報告をお願いいたします。

○財政課長（川原俊史君）

おはようございます。4月に財政課長を拝命しました川原と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから令和2年度上峰町一般会計継続費精算報告書及び令和2年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告申し上げます。

お手元に報告書1枚目の令和2年度上峰町一般会計継続費精算報告書を御用意ください。

令和元年度12月議会において議決をいただきました行政事務支援業務委託と体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託の精算報告となります。

お手元の継続費精算報告書を御覧ください。読み上げて説明に代えさせていただきます。財源内訳につきましては、該当財源のみ読み上げてまいります。

令和2年度上峰町一般会計継続費精算報告書。

款の2．総務費、項の1．総務管理費、事業名、行政事務支援業務委託、令和元年度、年割額3,300千円、財源内訳、一般財源3,300千円、支出済額1,650千円、財源内訳、一般財源1,650千円、年割額と支出済額の差1,650千円、財源内訳、一般財源1,650千円。

令和2年度、年割額117,000千円、財源内訳、一般財源117,000千円、支出済額118,613,879

円、財源内訳、一般財源118,613,879円、年割額と支出済額の差、マイナス1,613,879円、財源内訳、一般財源マイナス1,613,879円。

計、年割額120,300千円、財源内訳、一般財源120,300千円、支出済額120,263,879円、財源内訳、一般財源120,263,879円、年割額と支出済額の差36,121円、財源内訳、一般財源36,121円。

続いて、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託、令和元年度、年割額5,500千円、財源内訳、その他5,500千円、支出済額5,060千円、財源内訳、その他5,060千円、年割額と支出済額の差440千円、財源内訳、その他440千円。

令和2年度、年割額11,000千円、財源内訳、その他11,000千円、支出済額10,560千円、財源内訳、その他10,560千円、年割額と支出済額の差440千円、財源内訳、その他440千円。

計、年割額16,500千円、財源内訳、その他16,500千円、支出済額15,620千円、財源内訳、その他15,620千円、年割額と支出済額の差880千円、財源内訳、その他880千円。

以上が一般会計継続費精算報告書に関する報告でございます。

続きまして、お手元に報告書2枚目の令和2年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書を御用意ください。

内容につきましては、令和3年3月臨時議会において議決をいただきました計8事業の繰越明許費の報告となります。

お手元の繰越計算書を御覧ください。読み上げて説明に代えさせていただきます。財源内訳につきましては、該当財源のみを読み上げてまいります。

令和2年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款の4. 衛生費、項の3. 上水道費、事業名、西峰東西3号線配水管布設事業、金額10,000千円、翌年度繰越額10,000千円、財源内訳、一般財源10,000千円。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、事業名、農村地域防災減災事業、金額7,000千円、翌年度繰越額7,000千円、財源内訳、既収入特定財源2,000千円、国県支出金5,000千円。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額68,358千円、翌年度繰越額61,829千円、財源内訳、既収入特定財源15,075千円、国県支出金32,109千円、一般財源14,645千円。

その下段、同款同項の事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額105,580千円、翌年度繰越額67,380千円、財源内訳、既収入特定財源25,800千円、国県支出金36,935千円、一般財源4,645千円。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、事業名、小学校正門等改修事業、金額34,500千円、翌年度繰越額34,500千円、財源内訳、既収入特定財源30,926千円、一般財源3,574千円。

その下段、同款同項の事業名、小学校用地取得事業、金額8,593千円、翌年度繰越額8,593

千円、財源内訳、既収入特定財源3,000千円、一般財源5,593千円。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額45,045千円、翌年度繰越額45,045千円、財源内訳、既収入特定財源25,045千円、国県支出金20,000千円。

その下段、同款同項の事業名、町史編さん業務、金額5,610千円、翌年度繰越額5,610千円、財源内訳、既収入特定財源5,610千円。

合計284,686千円、翌年度繰越額239,957千円、財源内訳、既収入特定財源107,456千円、国県支出金94,044千円、一般財源38,457千円。

以上が一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに諸般の報告をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。4月から建設課長を拝命いたしました高島でございます。どうぞよろしくをお願いします。

私のほうからは諸般の報告、令和2年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告申し上げます。

それでは、お手元に報告資料の御用意をお願いいたします。

内容につきましては、さきの3月の臨時議会において御承認いただきました三上処理区西峰東西3号線管路埋設事業の繰越明許費に関する繰越計算書でございます。

それでは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

読み上げまして報告とさせていただきます。

令和2年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、事業名、三上処理区西峰東西3号線管路埋設事業、金額14,641千円、翌年度繰越額10,141千円、財源内訳、既収入特定財源10,141千円、未収入特定財源及び一般財源については、それぞれ0円となっております。

私のほうからの報告は以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

日程第5 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第22号 上峰町新たな地場産品をつくる条例。

新たな地場産品の創出が地域活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出の促進に関する基本理念を定め、町の責務及び事業者の役割を明らかにし、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を定めることにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的として条例を制定するものです。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第23号 上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

佐賀県重度心身障害者医療費助成金交付要綱の一部改正がなされたことに伴い、上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度上峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,026,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,717,450千円とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第25号

令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ924,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第26号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)。
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ638,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第27号 動産の買入れについて。

GIGAスクール構想によるタブレットパソコン199台を購入するために仮契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年上峰町条例第8号)第3条の第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課課長より補足説明いたします。

議案第28号 権利の放棄について。

中心市街地活性化事業にかかる不動産につき、下記の権利を放棄したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課課長より補足説明いたします。

議案第29号

上峰町固定資産評価員の選任について。

下記の者を上峰町固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)

第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3037番地の2

氏 名 森園 敦志

生年月日 昭和46年3月8日

令和3年6月11日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、9議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より9議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○税務課長（森園敦志君）

皆様おはようございます。4月より税務課長を拝命しました森園です。改めましてよろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の補足説明を申し上げます。

令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号が公布されまして、令和3年4月1日に施行されることに伴い、上峰町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会で御審議いただく時間的余裕がございませんでしたので、当議案の内容により専決処分をさせていただきましたことを御承認いただくものでございます。

お手元の新旧対照表に基づきながら御説明させていただきたいと思っておりますので、御用意のほうをお願いいたします。

新旧対照表につきましては、左の欄のほうは改正後、右のほうは改正前、現行となっております。

なお、改正文中の条や項のずれ、読替規定等の説明は極力省略をさせていただき、主要な規定を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページになります。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書と、このページの下の方になります36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書のところになりますけれども、こちらの扶養親族申告書の提出につきましては、従来は納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合に限り電磁的方法により提供することができることとされておりましたけれども、この所轄税務署長の承認という要件を廃止するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第53条の9、退職所得申告書の条文のところに第3項及び第4項を新設するものでございますけれども、これにつきましても先ほど申し上げた内容と同様に所轄税務署長の承認を受けている場合に限り電磁的方法により提供できたところですが、その承認要件を廃止するものでございますと、このページの下の方、第81条の4、環境性能割の税率のところにつきましては、新たな燃費基準の読替規定が加えられたことに伴う改正でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

附則の第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、次のページ、5ページの15項のところまで、改正前の欄の15項のところまでにつきまして、条文内の項番号等にずれが生じたことなどに伴う引用条文や文言の整理を行うものでございます。

5ページの下のところになります。

第11条、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義とその下のところ、11条の2、土地の価格の特例。

併せまして次、6ページをお願いいたします。

下のところになりますけれども、第12条、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例、これが9ページまで、この12条、9ページまでまたがります。

そして、9ページの中段のところになります。

第13条、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例、それと併せまして、さらに10ページのほうをお願いいたします。

中段のほうの15条、特別土地保有税の課税の特例、これらの5件の条文の規定につきましては、令和2年度までの地価が下落した場合は価格を修正して課税するという特例措置を令和5年度までに延長するものでございます。

また、今年度評価替えによりまして税額が増加する土地につきましては、特別な措置として、今年度、令和3年度に限りまして前年度の税額に据え置くこととなっております。

次に、11ページの中段をお願いします。

第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税のところでは。

ここにつきましては、新たな燃費基準の読替規定を追加した上で、臨時的軽減の適用期限を9か月延長しまして、本年、令和3年の12月31日までに取得したもので対象とするものでございます。

この下の第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例のところにつきましては、これも新たな燃費基準の読替規定が加えられたことに伴う改正でございます。

ここでは税率区分が見直されましてグリーンディーゼル車が構造要件による非課税対象からは除かれるという形になっております。その上で2年間の激変緩和措置を取ることで

おります。

次に12ページ、中段をお願いいたします。

第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、次のページの第4項のところまでにつきまして不要になった文言が削られたものでございます。

次に、14ページから15ページにかけてのところになります。

同条の第6項から第8項までにつきまして新設するものでございます。この条にある種別割税率の特例につきましては、前条までに規定されております環境性能割を補完する制度でもあることから環境性能割と同様にクリーンディーゼル車を非課税対象から除外しまして、営業用などの自家用乗用車以外の種別においても基準の切替え等を行った上で特例措置を2年延長するものでございます。

次に15ページ、一番下のところから次の16ページにかけてをお願いいたします。

第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、これにつきましては、第2項が新設されたものでございます。

この改正では、住宅ローン控除期間を10年間から13年間に延長しまして、一定期間に契約した場合の対象者が令和3年12月末日までの入居者ということだったものから令和4年の12月末日までの入居者へと拡充するものとなっております。

また、このうちにおいて当該年分の所得税を控除した残額がある場合につきましては、翌年度分の個人住民税におきまして当該残額に相当する額を控除限度額の範囲内で減額することとなっております。この措置による個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されるということになっております。

次に、18ページをお願いします。

こちらから第2条の条文ということになりますけれども、18ページの6行目の下線部分、条例第48条の法人の町民税の申告納付の改め分、第10項の改め分。

次に、下から9行目の下線部分です。同条第16項の改め分のところになります。

それから、さらに19ページのほうをお願いします。

中段の下線部分、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第4項の改め分になります。

それとその下の段落のところ、下線部分、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の第3項の改め分。

2行飛ばしまして、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の第2項の改め分、それから、その下の最後の段落の部分になりますけれども、附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の改め分でございますけれども、これも引用条文等の整理を行うものでございます。

以上で、議案第21号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

次に、補足説明を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第22号 上峰町新たな地場産品をつくる条例につきましての補足説明をさせていただきます。

議案書の準備をお願いいたします。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の蔓延で疲弊する地域振興策の一環として、地方創生を推しはかっていく上で必要な新たな地場産品の創出における事業所立地を促進していくという施策を推し進めるため、新たな地場産品の創出の推進に関する基本理念を定め、ふるさと納税による寄附の獲得はもとより、新たな産業の創出やこれに伴う雇用の創出、そして、魅力的な産品を生み出すことにより上峰町の魅力につなげ、将来にわたり持続的に発展するまちづくりを進めていくということを目的として上程させていただくものでございます。

それでは、条文に沿って御説明させていただきます。

まず、第1条では、本条例の目的としまして、新たな地場産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出の推進に関する基本理念を定め、町の責務及び事業者の役割を明らかにし、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を定めることにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的とするとして規定しております。

第2条では、この条例に使用する用語の定義を行っております。

第3条では、町の基本理念としまして、新たな地場産品の創出の推進は、町と事業者が連携し、町の地域特性を生かした魅力ある地場産品の創出となるよう事業所立地を効率的に促進することにより行うものとする。

第2項としまして、町の産業振興及び雇用促進に関する施策の調和と地域社会の貢献が図られるよう行うものとする。

第3項としまして、事業者の自発的な取組を尊重しながら行うものとするとして規定しております。

次、2ページ目になります。

次に、第4条では、町の責務としまして、町は、第3条に定める基本理念にのっとり、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

第2項としまして、町は、新たな地場産品の創出に取り組む立地事業者にクラウドファンディングその他の方法により支援を行うものとする。

第3項としまして、町は、事業者に対し、新たな地場産品の創出における事業所立地に必要な情報の提供、あっせんその他の支援を行うよう努めるものとするとして規定しております。

次に、第5条では、事業者の役割としまして、事業者は、基本理念にのっとり、魅力的かつ安全で安心な質の高い地場産品の創出に努めるものとする。

第2項としまして、事業者は、町が実施する新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策に協力するよう努めるものすると規定しております。

次に、第6条では、広報活動等としまして、町は、新たな地場産品の創出に関して、事業者及び消費者の関心及び理解を深めるため、広報その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2項としまして、町は、事業者と連携し、新たな地場産品のブランド化を進め、その魅力を発信するものとするとして規定しております。

次に、第7条では、財政上の措置としまして、町は、新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするとして規定しております。

最後に、第8条では、委任について規定しております。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

議案の説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第23号及び議案第25号につきまして補足説明を申し上げます。

議案第23号をお手元に御用意ください。

議案第23号 上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例になりますが、令和3年3月の佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の一部改正に伴い、新たに精神障害者、保健福祉手帳1級保持者の方が助成の対象となり、対象が拡充されたため、当該改正に伴い本条例についても一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表1ページを御覧ください。右側が現行、左の欄が改正後でございます。

左側、改正後の第2条中第3号を第4号とし、第3号として、重度精神障害者、障害者が精神保険及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者を加える内容です。

左側、改正後の下のほうになります。第3条第1項、ただし書中の傍線部分になります。「又は精神障害者保健福祉手帳所持者（前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する重複手帳所持者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床における入院に要した場合」を加えるもので、精神病床における

入院費については、助成の対象外とする内容になっております。

施行日は公布の日からとし、令和3年4月1日からの適用としております。

以上、議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第25号 令和3年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げてまいります。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款の7. 繰入金、補正額250千円、計59,744千円。

歳入合計、補正額250千円、計924,527千円となります。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

款の1. 総務費、補正額250千円、計5,837千円。

款の3. 国民健康保険事業納付金、補正額3,110千円、計242,212千円。

款の9. 諸支出金、補正額103千円、計1,472千円。

款の10. 予備費、補正額減額の3,213千円、計1,297千円。

歳出合計、補正額250千円、計924,527千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

説明書の3ページを御覧ください。

歳入ですが、款の7. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金250千円ですが、国保総務事務費分の繰入金となります。

続きまして、歳出のほうですが、4ページを御覧ください。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の17. 備品購入費ですが、かかる財源につきましては、歳入のところで触れました一般会計からの繰入金となっており、国保総合システム用のプリンター購入費の250千円の計上となっております。

中段の款の3. 国民健康保険事業納付金、項の1. 医療給付分、目の2. 退職被保険者医療給付分、節の18. 負担金、補助及び交付金2,474千円及びその下になります同款项の2. 後期高齢者支援金分、目の4. 退職被保険者後期高齢者支援金等分、節の18. 負担金、補助及び交付金636千円ですが、県内の退職被保険者の大部分が一般被保険者へ移行されたため精算分を県に納付するものとなっております。

5ページを御覧ください。

款の9. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の6. 保険給付費等交付金償還金、節の22. 償還金、利子及び割引料の103千円ですが、令和2年度の保険事業におきましての精算分となっております。

下段を御覧ください。

款の10. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費ですが、前年度の精算分としての国民健康保険事業納付金及び保険給付費等交付金償還金を調整するため、予備費から3,213千円を減額し、充当する予算の計上としております。

以上、議案第25号の補足説明を終わります。私のほうからは議案第23号及び議案第25号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（川原俊史君）

私のほうからは、議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額179,026千円、計800,009千円。

款の15. 県支出金、補正額10,345千円、計333,829千円。

款の17. 寄附金、補正額11千円、計4,000,111千円。

款の18. 繰入金、補正額709,031千円、計3,563,129千円。

款の20. 諸収入、補正額65,182千円、計135,831千円。

款の21. 町債、補正額63,300千円、計253,419千円。

歳入合計、補正額1,026,895千円、計11,717,450千円。

次に、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額489,571千円、計7,359,384千円。

款の3. 民生費、補正額25,799千円、計1,406,438千円。

款の4. 衛生費、補正額11,089千円、計692,941千円。

款の6. 農林水産業費、補正額41,941千円、計407,827千円。

款の7. 商工費、補正額134,025千円、計172,383千円。

款の8. 土木費、補正額217,998千円、計425,790千円。

款の9. 消防費、補正額38,698千円、計209,590千円。

款の10. 教育費、補正額67,774千円、計589,530千円。

歳出合計、補正額1,026,895千円、計11,717,450千円。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1 追加でございます。

1件目、起債の目的でございますが、公共施設等適正管理推進事業債、限度額36,000千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年利4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとなっております。

今回の補正において、道路の維持補修等の経費を計上している分が地方債の対象事業となっております。元利償還金の一部が交付税に算入されるという仕組みでございます。

2件目でございます。防災対策事業債、限度額27,300千円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共施設等適正管理推進事業債と同様となっております。

今回の補正において消防団第3部の格納庫移転新築工事が地方債の対象事業となっております。この地方債も公共施設等適正管理推進事業債と同様に元利償還金の一部が交付税に算入される仕組みでございます。

では、補正内容について御説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

最上段の款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の1. 土木費国庫補助金、節の3. 土木費補助金の社会資本整備総合交付金18,061千円ですが、道路関連の国土交通省所管の補助事業の内定がありましたので、内定通知に基づき増額補正を行っております。すぐその下の防衛施設周辺道路改修等整備事業補助金52,834千円ですが、こちらは防衛省所管の道路関連の補助事業の内定がありましたので、内定通知に基づき増額補正を行っております。

同ページの中段、目の4. 総務費国庫補助金、節の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金67,947千円ですが、令和2年度に国のほうで予算の繰越しが行われた補助金が今年度交付されるものです。金額については、国から示された金額を計上しております。

同じく同ページの下段、目の5. 民生費国庫補助金、節の2. 児童福祉費補助金の中の最下段、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金9,400千円ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計への影響が深刻な低所得の子育て世帯に対し、一時金を支給するもので、事務費を含めて全額国費で事業を行います。

同じく同ページの1行下、目の6. 特定防衛施設周辺整備調整交付金、節の1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金10,948千円ですが、1次分の交付決定が当初予算額を上回っているため増額補正を行っております。

1枚めくっていただき、5ページを御覧ください。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金の84,178千円は、今回の補正の財源不足を補填するために基金繰入れを行うもので、全体の財源調整機能として活用しております。

その3行下、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金617,951千円は、ふるさと納税の関連事務費に加え、寄附者の意向に沿って各種事業に活用させていただくものです。

1枚めくっていただき、6ページを御覧ください。

款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入の地域通貨チャージ収入65,000千円は、プレミアムつき地域通貨事業において個人が負担する分になります。ミネカの個人負担をチャージしていただいた方にプレミアム分をつけて地域通貨として還元する形となり、個人負担分を一旦町で収入することになります。

同ページの款の21. 町債、項の1. 町債、目の3. 公共施設等適正管理推進事業債、節の1. 公共施設等適正管理推進事業債の36,000千円は、町道の維持補修事業を実施する財源として活用を行うものです。

その1行下、目の5. 防災対策事業債、節の1. 防災対策事業債27,300千円は、消防団第3部格納庫移転新築工事の財源として活用を行うものです。

なお、上峰町健全な財政運営に関する条例において起債の発行額は起債の元金償還額を下回るように努力義務を課しておりますが、この点については問題ないことを申し添えさせていただきます。

それでは、歳出予算に移ります。

8ページをお願いいたします。

8ページの中段、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の12. 委託料の地域ブランディング事業業務委託300,000千円ですが、昨年に引き続き上峰町の魅力を町内外に発信する事業を計画しております。内容につきましては、ウェブ動画、源為朝を活用したPR事業、地域資源をブラッシュアップし、町内外にPRする事業などを計画しております。

その5行下、節の18. 負担金、補助及び交付金の定住促進奨励金15,000千円ですが、上峰町に住宅を新築、または購入などを行った定住者に対して奨励金を交付するものです。

その2行下、目の10. ふるさと納税費、節の12. 委託料のふるさと納税業務委託料118,714千円ですが、当初計上しておりました予算にふるさと納税業務に追加する業務が生じたため、追加の予算を計上しております。

続いて、9ページの中段、目の18. 中心市街地活性化事業費、節の18. 負担金、補助及び交付金の合同会社設立時町出資部分公租公課負担金28,147千円ですが、合同会社の設立に伴い町が出資した不動産の公租公課分を負担するため、予算を計上しております。

続いて、1枚めくっていただきまして、11ページを御覧ください。

11ページの下から2番目、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の12. 委託料、耐震診断業務委託料6,153千円ですが、現在、使用貸借契約を締結しているひよ子こども園かみみね、旧北部保育所の園舎が昭和55年に建築をされており、旧耐震基準で建築されておりますので、現行の耐震基準を満たしているかを診断する費用となります。

少し飛びまして3枚めくって、16ページを御覧ください。

款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の18. 負担金、補助及び交付金の地域通貨発行負担金127,000千円は、ミネカのプレミアムつき地域通貨事業、ボランティアポイント事業、町民一律の経済支援ポイントなどを計画しております。

ミネカ事業につきましては、歳入の雑入の地域通貨チャージ収入及び国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して事業を実施する計画です。

17ページを御覧ください。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の14. 工事請負費の町道補修等工事51,626千円は、町道の損傷部分の補修などで各所を実施する予算となっております。

その2行下、目の3. 道路新設改良費は、歳入で触れました社会資本整備総合交付金及び防衛施設周辺道路改修等整備事業補助金を活用して行う事業が主となります。

節の12. 委託料の調査設計業務委託料77,538千円は、町道の用地測量や実施設計などを業務委託するための予算、節の14. 工事請負費の町道新設改良工事30,334千円は、町道の改良工事、節の21. 補償、補填及び賠償金、合計11,190千円は、工事請負費等に関する補償費を計上しております。

2枚めくって20ページを御覧ください。

款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の2. 消防施設費、節の14. 工事請負費の消防団第3部格納庫移転新築工事の36,465千円ですが、令和2年度に消防団第3部の消防格納庫の設計業務が終了したため、今年度工事を実施するための予算となります。

1枚めくっていただき、23ページを御覧ください。

中段の款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の3. 文化財保護費、節の12. 委託料の鎮西山城発掘調査整理作業業務委託料21,448千円ですが、令和2年度の予算を繰越しを行い、本掘作業を令和3年度に実施しますが、本掘作業が終了した後の出土遺物の整理作業や報告書の作成などを業務委託するものです。

以上で、議案第24号 令和3年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、議案第26号 令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げて御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

款の3. 県支出金、補正額8,000千円、計17,500千円。

款の5. 繰入金、補正額29,000千円、計287,252千円。

歳入合計、補正額37,000千円、計638,497千円。

下段、3ページをお願いいたします。

歳出。

款の2. 事業費、補正額37,000千円、計57,073千円。

歳出合計、補正額37,000千円、計638,497千円。

それでは、補正内容につきまして令和3年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明させていただきます。

説明書、下段、3ページをお願いいたします

2 歳入でございます。

款の3. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金8,000千円です。こちらにつきましては、農業集落排水事業機能強化対策において前牟田処理区及び江迎処理区が本年度より追加採択を受けましたので、同額補正を行うものでございます。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金29,000千円です。

事業費の財源の一部として一般会計から繰入れを行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、上段、4ページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

款の2. 事業費、項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の12. 委託料37,000千円です。

説明欄にありますとおり農業集落排水事業（機能強化）計画概要書作成業務といたしまして、前牟田地区を8,000千円、江迎地区9,000千円で計上しております。

こちらにつきましては、歳入で触れましたが、今年度より追加採択受けました地区の計画概要書作成業務に係る委託料でございます。

次に、説明欄一番下にあります、切通地区管路施設移設設計業務委託料20,000千円です。こちらは国道34号線の切通交差点改良事業において下水道の管路施設が支障物件となっているため、国道事務所より移設依頼がっております。その移設設計業務に係る委託料を計上しております。

以上で議案第26号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第27号の補足説明をさせていただきますので、お手元に御準備ください。

議案第27号、買入れる動産としましてはタブレットパソコンとなります。数量は199台でございます。GIGAスクール構想による1人1台端末配備で、昨年度の604台配備に引き続きましての購入でございます。

買入れる相手方、つまり契約の相手方になりますが、こちらは住所、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007番地、名称は株式会社服巻商事、代表者氏名、代表取締役 服巻康枝。

買入れる金額は、税込みで12,045,330円です。

契約の締結方法は、指名競争入札で行っております。

仮契約締結日は、令和3年5月21日となっております。

指名競争入札業者はタブレットパソコンの調達となるため、令和3年度物品納入業者を指名しました。

入札資料配付を5月10日、入札を5月17日に執行しております。

以上、議案第27号の補足説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第28号についての補足説明をさせていただきます。

まず、議案第28号 権利の放棄についてを御説明いたしますので、お手元に御準備をください。

今回上程しております議案第28号ですが、本年1月臨時議会におきまして財産の出資に関する議決をいただき、本年4月23日に官民共同事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトが登記設立をされました。当該法人に対しまして6万3,716.61平方メートルの土地

を現物出資しております。

今回上程している議案は現物出資をした土地の上に建物などが存在しておりますが、これの借地権の放棄に関して議会の議決を求めるものというふうになっております。

議案に沿って説明をいたします。

まず、権利の放棄の内容ですが、解体撤去を計画しているため、これに伴い、町から合同会社つばきまちづくりプロジェクトに現物出資をした土地の上に存する建物等の借地権としております。

次に、その土地の上に存する建物等の内訳なんですが、建物の家屋番号といたしましては、上峰町大字坊所字七本谷1550番3におけます主たる建物及び附属建物ということになります。大字坊所字七本谷1550番3につきましては、所有者は上峰町でございますが、主たる登記といたしましては、鉄骨造りスレートぶき平家建て318.04床平方メートル、附属1につきましては、鉄骨造りスレート瓦ぶき平家建て138.03平方メートル、附属2につきましては、鉄骨造りスレートぶき平家建て50.71平方メートル、附属3は、鉄骨造りスレートぶき2階建て、1階部分116.64平米、2階建て116.64平米、附属4につきましては、鉄骨造りスレートぶき平家建て40.45平方メートル、附属5、鉄骨造りスレートぶき平家建て52.80平米、附属6、軽量鉄骨造りスレートぶき平家建て25.72平米、附属7、鉄骨造りスレートぶき2階建て、1階33.82平方メートル、2階17.42平方メートル、合わせまして小計でございますが、910.27平方メートルの床面積を持つものでございます。

次に、建物の家屋番号、上峰町大字坊所字七本谷1551番1におけます主たる建物及び附属建物なんですが、所有者につきましては、こちらも上峰町でございます。

主たる建物といたしましては、鉄筋コンクリート造り陸屋根4階建て、床面積といたしましては、1階が11,756.01平方メートル、2階が11,283.51平方メートル、3階が11,243.91平方メートル、4階部分は1,208.67平方メートルでございます。附属部分ですけれども、鉄骨造り陸屋根5階建てとなっております。1階部分2,873.95平方メートル、2階建て3,231.63平方メートル、3階部分3,193.63平方メートル、4階部分3,156.72平方メートル、5階部分が74.63平方メートル、合計いたしまして48,022.66平方メートルの物件でございます。

次に、権利放棄の時期でございますが、計画しております解体除去工事開始の日において借地権を放棄するような開始時期の設定というふうに考えております。

こういった手法の理由でございますが、合同会社つばきまちづくりプロジェクトに対しまして御説明申し上げた建物等が存在する事業用地を現物出資し、設立時の財産的基礎としました。それによりまして土地所有者と建物所有者を異にするということにはなっております。

現在は建物等に関しまして所有権名義人は上峰町で登記をしておりますため、法定によりまして借地権の保護を受けているという状態でございます。これはかつて建物保護に関する法律というのが明治時代につくられた法律なんですけれども、これが存在をしておりました。

平成3年に借地法というものと借家法というものがありましたけれども、この3法がともに廃止をされまして、現在あります借地借家法によりましての制定がなされております。これによりまして借地借家法は、先ほど申し上げた建物保護法などの3法の基本部分を受け継ぎつつ、社会経済の変化に応じまして大幅な修正を加えてはおりますけれども、旧法の効力は維持されているというふうにされております。

そこで、建物保護法というものの自体に関しましては、建物の所有を目的とする立地条件、または土地の賃借権を保護するために簡便な方法という形を見つけたところに意義がございまして、地上建物の登記をすれば借地をもって新たな地主などの第三者に対抗できるというふうにした法律でございまして。この規定は借地借家法にも基本的に受け継がれておりますので、現在も有効と。この状況に当てはまる本件の建物等につきまして、今後、当該建物等の解体除去を計画していく上において借地権の権利を放棄する必要があるため、議会として上程しているという次第でございまして。

以上、議案第28号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

ないようですので、これで補足説明を終わります。

続きまして、発議第1号の上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○6番（原田 希君）

皆さんこんにちは。私のほうから発議第1号の提案をさせていただきます。

令和3年6月11日

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するもの。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるもの。

発議第1号

上峰町議会会議規則の一部を改正する規則

上峰町議会会議規則（昭和62年上峰町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「、その名称及び代表者の氏名」を「その所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改め、同条第2項中「し、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ということで、新旧対照表については、お手元に配付をさせていただいておりますので、御確認の上、御審議よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さまでした。

午前11時8分 散会